

## 【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年12月28日
【四半期会計期間】	第33期第1四半期（自平成23年8月21日至平成23年11月20日）
【会社名】	株式会社ライトオン
【英訳名】	RIGHT ON Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 横内 達治
【本店の所在の場所】	茨城県つくば市吾妻一丁目11番1
【電話番号】	029(858)0321(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 三浦 憲之
【最寄りの連絡場所】	茨城県つくば市吾妻一丁目11番1
【電話番号】	029(858)0321(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 三浦 憲之
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第32期 第1四半期 累計期間	第33期 第1四半期 累計期間	第32期
会計期間	自平成22年 8月21日 至平成22年 11月20日	自平成23年 8月21日 至平成23年 11月20日	自平成22年 8月21日 至平成23年 8月20日
売上高(百万円)	19,037	19,636	80,666
経常利益(百万円)	463	673	2,162
四半期純利益又は四半期(当期) 純損失( )(百万円)	2,133	276	1,792
持分法を適用した場合の投資利益 (百万円)	-	-	-
資本金(百万円)	6,195	6,195	6,195
発行済株式総数(千株)	29,631	29,631	29,631
純資産額(百万円)	29,599	30,136	29,974
総資産額(百万円)	66,377	66,596	58,273
1株当たり四半期純利益金額又は 1株当たり四半期(当期)純損失 金額( )(円)	79.28	10.27	66.63
潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額(円)	-	-	-
1株当たり配当額(円)	-	-	5.00
自己資本比率(%)	44.6	45.1	51.3

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には消費税等は含まれておりません。
3. 第32期第1四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失金額であるため記載しておりません。
4. 第32期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。
5. 第33期第1四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

#### 2【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

なお、当第1四半期累計期間において、関係会社であった株式会社チャイムを吸収合併いたしました。

## 第2【事業の状況】

### 1【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。  
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクに重要な変更はありません。

### 2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

#### (1)業績の状況

当第1四半期累計期間（平成23年8月21日～平成23年11月20日）におけるわが国経済は、生産活動に一部持ち直しの動きが見られたものの、雇用情勢は依然として厳しい状況にあり、欧州の政府債務危機を背景にした世界経済の後退や、為替・株価の変動など先行きが不透明な状況で推移いたしました。

このような状況の中、当社はジーンズショップとしてお客様のご期待にお応えするために、ジーンズをはじめとしたボトムスの品揃えを強化してまいりました。既存取引先との取り組み強化や新興ブランド、海外ブランドの展開拡大を図るとともに、ボトムスを強みとする当社ならではのプライベートブランド商品の開発・販売を進めてまいりました。また、トップスにおいても、見る楽しさ、選ぶ楽しさを提供するために、ナショナルブランド商品を充実させるなど、様々なテイストの商品をバランスよく取り揃え、幅広いお客様のご要望にお応えできるよう努めてまいりました。

店舗展開におきましては、サンエー経塚シティ店（沖縄県浦添市）および蒲田東急プラザ店（東京都大田区）の2店舗を出店するとともに、効率化を図るために3店舗を閉鎖いたしました。また、子会社の株式会社チャイムを吸収合併したことに伴い、レディース専門店業態の「チャイム（13店舗）」、「アールワン（2店舗）」が加わり、当第1四半期累計期間末店舗数は493店舗となりました。

当第1四半期累計期間におきましては、気温が高く推移した期間が長く、秋冬商品は全般的に苦戦いたしました。期初にキャンペーンを行ったニューシャイニーデニムをはじめとしたボトムスは堅調に推移いたしました。

以上の結果、当第1四半期累計期間の売上高は19,636百万円（前年同四半期比3.1%増）となりました。また、営業利益は677百万円（前年同四半期比29.2%増）、経常利益は673百万円（前年同四半期比45.4%増）、四半期純利益は276百万円（前年同四半期は四半期純損失2,133百万円）となりました。

(2) 財政状態の分析

資産

当第1四半期会計期間末の総資産は、前事業年度末に比べて8,323百万円増加し、66,596百万円となりました。

流動資産は、前事業年度末に比べて8,674百万円増加し、40,113百万円となりました。これは主に商品が5,386百万円、現金及び預金が2,808百万円それぞれ増加したことによるものであります。

固定資産は、前事業年度末に比べて351百万円減少し、26,483百万円となりました。これは主に有形固定資産が279百万円減少したことによるものであります。

負債

当第1四半期会計期間末の負債合計は、前事業年度末に比べて8,161百万円増加し、36,460百万円となりました。

流動負債は、前事業年度末に比べて7,268百万円増加し、24,860百万円となりました。これは主に支払手形及び買掛金が3,376百万円、支払信託が2,800百万円それぞれ増加したことによるものであります。

固定負債は、前事業年度末に比べて892百万円増加し、11,600百万円となりました。これは主に長期借入金が893百万円増加したことによるものであります。

純資産

当第1四半期会計期間末の純資産合計は、前事業年度末に比べて162百万円増加し、30,136百万円となりました。これは主に利益剰余金の増加があったことによるものであり、総資産に占める自己資本比率は45.1%となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期累計期間において、当社の事業上及び財務上の対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

### 第3【提出会社の状況】

#### 1【株式等の状況】

##### (1)【株式の総数等】

###### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	60,000,000
計	60,000,000

###### 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成23年11月20日)	提出日現在発行数 (株) (平成23年12月28日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	29,631,500	29,631,500	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数100株
計	29,631,500	29,631,500	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、平成23年12月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の権利行使により発行されたものは含まれておりません。

##### (2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

##### (3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

##### (4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

##### (5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高(百万円)
平成23年8月21日 ~平成23年11月20日	-	29,631,500	-	6,195	-	6,481

##### (6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成23年8月20日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成23年11月20日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式（自己株式等）	-	-	-
議決権制限株式（その他）	-	-	-
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式 2,722,700	-	-
完全議決権株式（その他）	普通株式 26,784,400	267,844	-
単元未満株式	普通株式 124,400	-	-
発行済株式総数	29,631,500	-	-
総株主の議決権	-	267,844	-

（注）「完全議決権株式（その他）」の株式数には、証券保管振替機構名義の株式が2,400株（議決権の数24個）含まれております。

【自己株式等】

平成23年11月20日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（％）
株式会社ライトオン	茨城県つくば市吾妻1-11-1	2,722,700	-	2,722,700	9.19
計	-	2,722,700	-	2,722,700	9.19

（注）当第1四半期会計期間末日現在の自己株式数は、2,722,727株であります。

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

## 第4【経理の状況】

### 1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期会計期間（平成23年8月21日から平成23年11月20日まで）及び第1四半期累計期間（平成23年8月21日から平成23年11月20日まで）に係る四半期財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

### 3．四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1【四半期財務諸表】  
(1)【四半期貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年8月20日)	当第1四半期会計期間 (平成23年11月20日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	13,322	16,131
売掛金	1,425	2,412
商品	13,045	18,431
その他	3,644	3,138
流動資産合計	31,438	40,113
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	8,962	8,766
工具、器具及び備品(純額)	1,834	1,735
その他(純額)	2,193	2,208
有形固定資産合計	12,989	12,710
無形固定資産		
ソフトウェア	307	247
その他	228	282
無形固定資産合計	535	530
投資その他の資産		
敷金及び保証金	12,485	12,477
その他	1,096	1,001
貸倒引当金	273	236
投資その他の資産合計	13,308	13,242
固定資産合計	26,834	26,483
資産合計	58,273	66,596
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	2 1,334	2 4,710
支払信託	2 8,420	2 11,221
1年内返済予定の長期借入金	3,626	4,086
1年内償還予定の社債	700	700
未払法人税等	694	334
賞与引当金	373	161
災害損失引当金	13	-
資産除去債務	49	46
その他	2,378	3,600
流動負債合計	17,591	24,860
固定負債		
社債	1,750	1,750
長期借入金	6,269	7,162
資産除去債務	2,489	2,497
その他	198	189
固定負債合計	10,707	11,600
負債合計	28,298	36,460



(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年8月20日)	当第1四半期会計期間 (平成23年11月20日)
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	6,195	6,195
資本剰余金	6,481	6,481
利益剰余金	20,745	20,887
自己株式	3,485	3,485
株主資本合計	29,937	30,079
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	35	28
評価・換算差額等合計	35	28
新株予約権	71	85
純資産合計	29,974	30,136
負債純資産合計	58,273	66,596

( 2 ) 【四半期損益計算書】  
【第 1 四半期累計期間】

( 単位：百万円 )

	前第 1 四半期累計期間 (自 平成22年 8 月21日 至 平成22年11月20日)	当第 1 四半期累計期間 (自 平成23年 8 月21日 至 平成23年11月20日)
売上高	19,037	19,636
売上原価	9,288	9,900
売上総利益	9,749	9,735
販売費及び一般管理費	9,224	9,058
営業利益	524	677
営業外収益		
受取配当金	13	-
受取家賃	31	23
貸倒引当金戻入額	-	37
その他	15	22
営業外収益合計	60	83
営業外費用		
支払利息	42	53
賃貸費用	29	21
その他	49	11
営業外費用合計	121	86
経常利益	463	673
特別損失		
固定資産除却損	5	42
店舗閉鎖損失	0	0
減損損失	28	49
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	2,138	-
特別損失合計	2,172	92
税引前四半期純利益又は税引前四半期純損失 ( )	1,709	580
法人税等	424	304
四半期純利益又は四半期純損失 ( )	2,133	276

【四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

	当第1四半期累計期間 (自平成23年8月21日 至平成23年11月20日)
税金費用の計算	<p>税金費用については、当第1四半期会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。</p> <p>但し、当該見積実効税率を用いて税金費用を計算すると著しく合理性を欠く結果となる場合には、税引前四半期純損益に一時差異等に該当しない重要な差異を加減した上で、法定実効税率を乗じて計算しております。</p>

【追加情報】

当第1四半期累計期間  
(自平成23年8月21日  
至平成23年11月20日)

(ストック・オプションの発行)

当社は、平成23年11月18日開催の当社第32回定時株主総会及び同日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づくストック・オプションとしての新株予約権の発行について、下記のとおり決議し、付与いたしました。

1. 新株予約権の数 1,000個
2. 新株予約権の割当てを受ける対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数  
新株予約権の割当てを受ける対象者及びその人数並びに割り当てる数は、当社社員8名に1,000個とする。
3. 新株予約権を割り当てる日  
新株予約権の割当日は、平成23年11月24日とする。
4. 新株予約権と引換えに払込む金額  
新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないもの(無償)とする。
5. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数  
新株予約権1個当たりの目的となる株式数(以下「付与株式数」という)は、当社普通株式100株とし、新株予約権の行使により交付される株式の数は100,000株とする。
6. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの行使に際して出資される財産の価額(以下「行使価額」という)に当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。  
行使価額は、1株当たり541円とする。
7. 新株予約権を行使することができる期間  
平成25年11月25日から平成30年11月22日までとする。
8. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額(以下「資本金等増加限度額」という)の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。  
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
9. その他の新株予約権の行使条件  
本新株予約権者は、本新株予約権の行使時において、当社または当社の子会社もしくは関連会社の取締役、会計参与、執行役、監査役または社員であることを要する。  
本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認められない。  
本新株予約権者が行使できる本新株予約権の行使単位は1個とする。  
その他の条件については、株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
10. 新株予約権の譲渡制限  
新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

当第1四半期累計期間  
(自平成23年8月21日  
至平成23年11月20日)

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)

当第1四半期会計期間の期首以降に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。



(株主資本等関係)

前第1四半期累計期間(自平成22年8月21日至平成22年11月20日)

配当に関する事項

該当事項はありません。

当第1四半期累計期間(自平成23年8月21日至平成23年11月20日)

配当に関する事項

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期累計期間(自平成22年8月21日至平成22年11月20日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額

当社は報告セグメントが単一であることから、記載を省略しております。

2. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

当社は報告セグメントが単一であることから、記載を省略しております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

当社は報告セグメントが単一であることから、記載を省略しております。

当第1四半期累計期間(自平成23年8月21日至平成23年11月20日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額

当社は報告セグメントが単一であることから、記載を省略しております。

2. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

当社は報告セグメントが単一であることから、記載を省略しております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

当社は報告セグメントが単一であることから、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自平成22年8月21日 至平成22年11月20日)	当第1四半期累計期間 (自平成23年8月21日 至平成23年11月20日)
1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額( )	79円28銭	10円27銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額又は四半期純損失金額( ) (百万円)	2,133	276
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額又は四半期純損失金額( )(百万円)	2,133	276
普通株式の期中平均株式数(株)	26,908,908	26,908,773

- (注) 1. 前第1四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失金額であるため記載しておりません。  
2. 当第1四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(会計方針の変更)

当第1四半期会計期間より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号平成22年6月30日)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号平成22年6月30日)を適用しております。

潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定にあたり、一定期間の勤務後に権利が確定するストック・オプションについて、権利の行使により払い込まれると仮定した場合の入金額に、ストック・オプションの公正な評価額のうち、将来企業が提供されるサービスに係る分を含める方法に変更しております。

なお、前第1四半期累計期間においては1株当たり四半期純損失であるため、これらの会計基準等を適用しなかった場合の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額に影響はありません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

平成23年9月26日開催の取締役会において、次のとおり剰余金の配当を行うことを決議いたしました。

- (イ) 配当金の総額..... 134百万円  
(ロ) 1株当たりの金額..... 5円00銭  
(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日.....平成23年11月21日

(注) 平成23年8月20日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行います。



## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年12月28日

株式会社ライトオン  
取締役会 御中

### 有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 井上 智由 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 大津 大次郎 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ライトオンの平成23年8月21日から平成24年8月20日までの第33期事業年度の第1四半期会計期間（平成23年8月21日から平成23年11月20日まで）及び第1四半期累計期間（平成23年8月21日から平成23年11月20日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

#### 四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

#### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ライトオンの平成23年11月20日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、当社（四半期報告書提出会社）が四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。